



2022年6月15日

各位

会社名：株式会社 SDS ホールディングス
代表者名：代表取締役社長 伊藤 象二郎
(コード番号：1711 東証スタンダード)
問い合わせ先：管理本部総務人事部長 田中 圭
(Tel:03-6821-0004)

第 37 期定時株主総会招集通知記載事項の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社「第 37 期定時株主総会招集ご通知」の記載に一部誤りがございました。
謹んでお詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正させていただきます。
なお、訂正箇所は下線で示しております。

敬具

訂正箇所①：招集ご通知 10 頁

第 3 号議案 「監査等委員である取締役 3 名選任の件」の「(注)」
(訂正前)

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」については、2022年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 森雅俊氏、佐々木健郎氏、金古幸香里氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。各候補者の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
4. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。なお、当該保険契約の概要等は事業報告 20 頁をご参照ください。
5. 取締役候補者の選任理由
- (1) 森雅俊氏は、金融業界での広い見識と経験や、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、監査等委員として選任をお願いするものであります。
- (2) 佐々木健郎氏は、公認会計士及び税理士として企業会計に関する知識が豊富であり、また、東日本大震災によって被災した企業の事業再生を長きにわたり経験していることから選任をお願いするものであります。
- (3) 金古幸香里氏は、弁護士として民事事件から企業法務まで広く携わっており、今後は企業法務を中心に活動していく予定であることから選任をお願いするものであります。
6. 当社は、森雅俊氏、佐々木健郎氏、金古幸香里氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

(訂正後)

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」については、2022年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 森雅俊氏、佐々木健郎氏、金古幸香里氏は、社外取締役（監査等委員）候補者であります。各候補者の選任が承認された場合、当社定款の規定に基づき、会社法第 427 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約における賠償責任



- の限度額は、法令が規定する額であります。
4. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認された場合、当該保険契約に基づき被保険者となります。なお、当該保険契約の概要等は事業報告 20 頁をご参照ください。
 5. 取締役候補者の選任理由
 - (1) 森雅俊氏は、金融業界での広い見識と経験や、企業経営者としての豊富な経験とその経験を通して、取締役会における経営判断及び意思決定の過程において、重要な役割を果たしていただけるものと判断したため、監査等委員として選任をお願いするものであります。
 - (2) 佐々木健郎氏は、公認会計士及び税理士として企業会計に関する知識が豊富であり、また、東日本大震災によって被災した企業の事業再生を長きにわたり経験していることから選任をお願いするものであります。
 - (3) 金古幸香里氏は、弁護士として民事事件から企業法務まで広く携わっており、今後は企業法務を中心に活動していく予定であることから選任をお願いするものであります。
 6. 当社は、森雅俊氏、佐々木健郎氏、金古幸香里氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 7. 森雅俊氏は、現に当社の社外取締役であり、在任期間は本総会終結の時をもって1年になります。

訂正箇所②：招集ご通知 11 頁

第 4 号議案 「ストックオプションとしての新株予約権発行の件」

(訂正前)

会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（社外取締役を含むが、監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社完全子会社の取締役（社外取締役を含む。）及び使用人に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、会社法第 361 条第 1 項第 4 号の規定に基づき当社取締役（社外取締役を含むが、監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等として以下の要領の新株予約権を付与することにつきましても、あわせてご承認をお願いするものであります。

本新株予約権は、これを割り当てられた当社及び当社完全子会社の取締役等が、当社の株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆様と共有することとなり、当社の業績向上及び企業価値向上に対する意欲や士気を一層高める効果が期待されることから、相当なものであると考えております。

I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社を含む当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役（社外取締役を含むが、監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社完全子会社の取締役及び使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行したいと存じます。

II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記Ⅲ. に定める内容の新株予約権 5,000 個を上限とする。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式 500,000 株を上限とし、下記Ⅲ. 1. により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

<後略>

(訂正後)

会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社完全子会社の取締役（社外取締役を含む。）及び使用人に対して無償にて発行するストックオプションとしての新株予約権に関する募集事項の決定



を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本議案は、2018年6月27日開催の第33期定時株主総会において年額100,000千円以内とする旨ご承認いただきました当社取締役（監査等委員を除く。）の報酬額の範囲内で、会社法第361条第1項第4号の規定に基づき当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬等として以下の要領の新株予約権を付与することにつきましても、あわせてご承認をお願いするものであります。

本新株予約権は、これを割り当てられた当社及び当社完全子会社の取締役等が、当社の株価上昇によるメリットと株価下落によるリスクを株主の皆様と共有することとなり、当社の業績向上及び企業価値向上に対する意欲や士気を一層高める効果が期待されることから、相当なものであると考えております。なお、現在の当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は4名であり、第2号議案のご承認が得られますと、本議案の対象となる当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

I. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社を含む当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社完全子会社の取締役及び使用人に対し、ストックオプションとしての新株予約権を無償で発行いたしたいと存じます。

II. 本総会において決定する事項に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限及び金銭の払込みの要否

1. その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記III. に定める内容の新株予約権5,000個を上限とする。このうち、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に割り当てる新株予約権は、4,000個を上限とする。なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式500,000株を上限とし、下記III. 1. により付与株式数（以下に定義される）が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。また、当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の新株予約権の行使により交付を受けることができる株式の数は、当社普通株式400,000株を上限とする。なお、報酬等として当社取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対し発行する新株予約権の額は、割当日において算定した上記新株予約権1個当たりの公正価額に、当社取締役に割り当てる新株予約権の総数をそれぞれ乗じることにより算定するものとする。上記新株予約権1個当たりの公正価額は、一般的なオプション価値算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくものとする。

<後略>

以上